

平成25年度から個人住民税(町民税・道民税)の特別徴収対象事業所への完全指定を実施します。

檜山振興局管内の各町では、平成25年度から法定要件(※)に該当する全ての事業者の皆様特別徴収をしていただくこととなりました。

※法定要件とは、所得税の源泉徴収義務を有することを言います。(地方税法第321条の4第1項)

特別徴収とは

事業者の皆様が、町から送付された「特別徴収税額通知書」により、毎月の給与支払いをする際に従業員の個人住民税を引き去りして、翌月10日までに納入していただく方法です。

個人住民税はあらかじめ毎月の納入額が決まっているため、所得税のように、事業者の皆様が税額を計算する必要はありません。さらに、従業員の皆様にとっても、1回あたりの納税額が少なくなり、自分で金融機関等に足を運ぶ手間がなくなります。

該当する各事業所あてに「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付します

11月下旬から従業員全員を特別徴収としていない事業所に対し、特別徴収義務者指定についての内容を記載した「特別徴収義務者指定予告通知書」を順次送付します。

この通知書をお送りした後に、来年5月頃に特別徴収税額通知書を事業所あてに送付しますので、これにより従業員の方の平成25年6月支払い分の給与から個人住民税の引き去りを始めていただくことになります。

詳しい内容については「特別徴収義務者指定予告通知書」到着後、役場財政課税務グループへお問い合わせください。

食品事業者表示適正化技術講座(事前申込制) ～消費者から信頼される食品表示の実現に向けて～

講座内容

食品を購入するときに、その選択の重要な手掛かりとなるのが「表示」です。

表示は、正確に、わかりやすく、見やすく行われる必要があります。そして何より消費者という「お客様」の視点に立って様々な情報をわかりやすく伝えることが重要です。

こうした様々な観点から、適正な食品表示を行うための表示方法等をご紹介します。

○製造業者・小売・卸・輸入業者向け講座(各会場とも定員50名)

※申込先着順で定員になり次第締め切らせて頂きます。

※申込締切日は、各開催日のおおむね一週間前となります。

【講師】 北海道農政事務所函館地域センター表示・規格担当官

【参加費】 無 料

【日時】 11月2日 午後1時30分から午後4時30分まで(午後1時受付開始)

【主催】 農林水産省【事務局】 北海道農政事務所函館地域センター

【会場】 檜山振興局301号会議室(檜山郡江差町字陣屋町336-3)

【申込】 農林水産省北海道農政事務所ウェブサイト

(<http://www.maff.go.jp/hokkaido/press/anzen/hyoji/120710.html>)より、サイト内申込みフォーム入力のお申し込みください。